

## 工事完成図書の電子納品等要領の主なポイント

### 1 二重納品排除の明確化

施工中に受発注者間において紙資料で交換・共有した書類は原則として電子納品しないことを記載することで、二重納品排除の考え方を明記しました。

### 2 用語の定義の明確化

工事において作成される各電子データの必要性を明確化するため、工事帳票、電子検査の用語の定義を新たに追加し、工事完成図書、電子成果品、電子納品などの用語の定義を見直しました。

### 3 フォルダの必要性の明確化

(1) 発注図の貸与、(2) 電子成果品の納品、(3) 工事帳票の情報共有システムからの出力、(4) デジタルカメラで撮影した工事写真の提出、という各段階における電子データの必要性を明確化しました。

### 4 運用ガイドラインとの整合

今回策定した「電子納品等運用ガイドライン（土木工事編）」では、維持管理のために長期保存する書類（「工事完成図書」と、監督業務の必要性から施工中に提出を求め、工事完成後の瑕疵対応のために短期保存する「工事書類」）を区別しています。

そこで、本要領は、「工事完成図書（電子成果品）」及び電子的に交換・共有した「工事書類」の電子データの仕様及びフォルダ構成を規定する構成へ見直し、併せて本要領の名称を「工事完成図書の電子納品等要領」に変更しました。

また、フォルダ構成、ファイル形式、ファイル命名規則等の記載も、「工事完成図書（電子成果品）」と「工事書類（工事帳票及び工事写真）」に分けて記載するなど、運用ガイドラインとの整合を図りました。

### 5 台帳管理項目、台帳フォルダ（REGISTER）

維持管理段階での電子データの必要性から、台帳データを格納するための台帳フォルダ（REGISTER）を追加しました。また、格納される台帳データを整理、検索するための台帳管理項目を規定しました。なお、台帳管理項目では、サブフォルダ内のオリジナルファイルを効率よく整理、検索できるように「台帳管理区分」の情報項目を追加しました。

## 6 打合せ簿管理項目

これまでは工事履行報告書、段階確認書、材料確認願等の「工事帳票」を格納するフォルダを規定せず、各工事の事前協議で格納するフォルダを決めていました。

運用の統一を図るため、これらの「工事帳票」を打合せ簿フォルダに格納することを規定し、併せて工事帳票の種類で分類整理できるように、打合せ簿管理項目に「工事帳票種類」の情報項目を追加しました。

また、提出される品質・出来形管理資料のような枚数の多い「工事帳票」の整理、検索がシステム上で効率的に行えるように、打合せ簿管理項目に「工種区分」の情報項目を追加しました。

## 7 電子成果品

これまでは、電子媒体に格納した電子データを「電子成果品」として扱う記載となっていました。が、CD-ROMなどの電子媒体を介さないオンラインによる電子納品も含めた運用に対応できるように見直ししました。

## 8 使用文字

管理ファイルで使用できる文字の解説がわかりにくかったことから、平易な解説に変更しました。

## 9 工事管理項目

電子納品保管管理システムでは、CORINSコードに依存しないシステムに改修したことから、CORINSコードの情報が不要となりました。このため、工事管理ファイルからCORINSコードに関する情報項目（工事实績システムバージョン番号）は削除しました。また、最新のTECRIS・CORINSに合わせて用語を一部修正しています。

## 10 その他

電子媒体の表記規則の変更（電子媒体の内容の追加）、施工中に紙資料で交換した資料の取り扱いの追加、全体とした用語の統一を行いました。

## デジタル写真管理情報基準の主なポイント

### 1 運用ガイドライン等との整合

「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」及び「工事完成図書の電子納品等要領」との整合を図るため解説を見直しました。

写真管理項目やフォルダ構成といった電子データの仕様に関する変更はありません。

### 2 フォルダ構成

各事業の工事毎に電子納品の運用が異なることから、本基準からフォルダ構成図を削除しました。

### 3 写真管理項目（撮影工種区分）

写真管理項目（撮影工種区分）の工種、種別、細別は、新土木積算体系にあったものを記入することとしています。しかし、品質管理写真の工種区分の記入可否の目安において、新土木積算体系の工種と合致していない部分を見直しました。

### 4 その他留意事項の追加

ウィルス対策や写真管理ファイルで使用できる文字が、電子納品要領を参照しないとわからなかったことから、その他留意事項を本基準に追加しました。